

平成 21 年度統計法施行状況に関する  
審議結果報告書

平成 22 年 9 月 30 日  
統 計 委 員 会



## はじめに

約 60 年ぶりに全部改正された新しい「統計法（平成 19 年法律第 53 号）」（以下「法」という。）では、法第 4 条の規定により「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされており、平成 21 年 3 月 13 日、統計分野における初の 5 ヶ年計画とも言える基本計画が閣議決定された。

この基本計画には、公的統計の整備に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策など、様々な取組事項が盛り込まれ、これら事項の着実な推進のため、総務大臣は法第 55 条第 2 項の規定により、毎年度、統計委員会に対して法の施行状況を報告することとされており、本年 6 月に計画期間の初年度にあたる「平成 21 年度統計法施行状況報告」（以下「法施行状況報告」という。）を報告してきたところである。

本報告書は、法施行状況報告について、統計委員会基本計画部会及びその下に設置された 3 つのワーキンググループでの審議結果及びそれを踏まえた行政機関の長に対する意見を統計委員会として取りまとめたものである。

この報告書は、「本編」及び「資料編」の 2 編構成となっており、「本編」は、検討の経緯、各ワーキンググループや基本計画部会における検討結果など、意見の取りまとめまでを概括することができる内容になっている。

また、「資料編」は、「統計法施行状況審議の進め方（平成 22 年 6 月 18 日基本計画部会決定）」、「公的統計の整備に関する喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方（平成 22 年 6 月 18 日統計委員会決定）」を添付している。



# 平成 21 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

平成 22 年 9 月 30 日  
統 計 委 員 会

## 経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書としてとりまとめ、公表
- ・今回の審議は、新統計法が平成 21 年 4 月に全面施行されてから初めて実施するもの

## 審議結果

統計整備の重要度、緊急度が高いなどの重要な事項について、取り組むべき統計整備等の方向性を取りまとめ（政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示）



### 重要な事項に関する統計整備等の方向性

（意見として提示した事項）

国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【対 内閣総理大臣】

- ・新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表の策定等
- ・高い知見を有する研究者、中核的職員等による責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用【対 総務大臣】
- ・基盤的・共通的な統計データ等のレジスターへの収録等の検討、レジスター内の統計データの時系列的整備等の推進
- ・各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進

（その他の重要な事項）

ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
- ・少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計等に必要調査項目の追加等
- 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備
- ・関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示
- ・非正規雇用の雇用形態別雇用者数を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討等
- オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
- ・統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の発展への寄与が期待
- ・ニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進
- 統計職員等の人材の育成・確保
- ・精度の高い統計作成、国際的な標準化の対応等、人材の育成・確保には計画的な実施が不可欠
- ・政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討
- 行政記録情報等の活用
- ・統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、引き続き重要な課題
- ・行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築を図りながら、活用の推進について調査研究



# 目 次

## 【本 編】

検討の経緯等 .....	1
1 審議の進め方 .....	1
2 課題（重要検討事項）の選定方法 .....	2
3 意見の取りまとめについての考え方 .....	2
各ワーキンググループの検討結果等 .....	4
1 第1ワーキンググループ関係 .....	4
（1）検討内容	
（2）ワーキンググループの意見	
2 第2ワーキンググループ関係 .....	6
（1）検討内容	
（2）ワーキンググループの意見	
3 第3ワーキンググループ関係 .....	9
（1）検討内容	
（2）ワーキンググループの意見	
4 複数のワーキンググループで検討された共通的事項に係る基本計画部会と しての整理 .....	12
基本計画部会の検討結果(平成22年9月30日 統計委員会採択) .....	14
1 各ワーキンググループから提示された意見についての検討 .....	14
2 基本計画部会の意見 .....	16

## 【資料編】

（資料1）統計法施行状況審議の進め方(平成22年6月18日 基本計画部会決定).....	19
（資料2）公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方 （平成22年6月18日 統計委員会決定）.....	23
（資料3）統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）.....	35
（参考1）平成21年度 統計法施行状況報告（平成22年6月18日 総務省） <a href="http://www.stat.go.jp/info/guide/public/seisaku/ho100618.htm">http://www.stat.go.jp/info/guide/public/seisaku/ho100618.htm</a>	
（参考2）各WGの審議状況 <a href="http://www5.cao.go.jp/statistics/2010wg/2010wg.html">http://www5.cao.go.jp/statistics/2010wg/2010wg.html</a>	



( 本編 )



## 検討の経緯等

法第 55 条第 2 項に基づき、総務大臣は、毎年度、法の施行状況に関する行政機関の長等からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。

また、統計委員会は、総務大臣から報告があったときは、同条第 3 項に基づき、法の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べるができることとされている。

平成 21 年度の法の施行状況については、平成 22 年 6 月 18 日に開催された第 35 回統計委員会において、総務大臣(政策統括官(統計基準担当))から報告されたところであるが、引き続き、法及び基本計画に沿った統計行政を着実かつ計画的に推進するため、報告内容について審議し、統計委員会としての意見を取りまとめた。

### 1 審議の進め方

#### (1) 体制

法の施行の状況に関する事項は、基本計画部会の所管であることから、同部会で審議することとした。また、審議の対象は法律の施行状況全般であり、広範多岐にわたることから、同部会の下に、次に掲げる分野別の 3 つのワーキンググループ(WG)を設置して検討することとした。

	検討分野	構成員
第 1 WG	経済統計・国民経済計算・ビジネスレジスター関連部分	深尾委員、縣委員、佐々木委員、首藤委員、
第 2 WG	人口・社会統計関連部分(労働関連統計を含む)	阿藤委員、井伊委員、椿委員、津谷委員
第 3 WG	統計データの二次的利用、人材育成等の府省横断的事項	廣松委員、安部委員、宇賀委員、山本委員

(注) 構成員の欄の「」は座長。なお、各ワーキンググループの会合には、構成員以外の委員も参加できる運用とした。

#### (2) 手順

各ワーキンググループにおける検討(共通)

委員から重点的に取り上げるべき課題(重要検討事項)を提示

提示された課題について、事実関係等について確認する必要がある場合には、当該課題を所管する府省に対してヒアリング又は書面による回答を要請

所管府省からのヒアリング及び書面による回答の結果を踏まえつつ意見を集約

基本計画部会における意見の取りまとめ

ワーキンググループで集約した意見を基に、基本計画部会において、統計委員会の意見として出すべきものを取りまとめ

#### (3) スケジュール

以下のスケジュールで審議を実施

平成 22 年

- 6 月 18 日 総務大臣から統計委員会に対し、「平成 21 年度 統計法施行状況報告」を提出。基本計画部会において審議の進め方を決定
- 7 月～ 8 月 各ワーキンググループで審議（審議状況は 7 月 16 日の第 24 回基本計画部会に中間報告）
- 8 月 20 日 各ワーキンググループの検討結果を第 25 回基本計画部会に報告
- 9 月 8 日 第 26 回基本計画部会において、審議結果及び意見を取りまとめ
- 9 月 30 日 第 38 回統計委員会において審議結果及び意見を決定。審議結果を公表するとともに、関係大臣宛に意見を提示

## 2 課題（重要検討事項）の選定方法

以下に掲げる「基本的なメルクマール」や「公的統計の整備に関する喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方（平成 22 年 6 月 18 日 統計委員会決定）」、該当する事項の実施時期等を参考にしながら、重要検討事項を選定することとした。

### < 基本的なメルクマール >

政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度、緊急度の高い事項であること

例えば、他の多くの統計調査や後続調査などと密接な関係を持つなど、統計体系上重要な位置付けを持つ統計に関する事項

その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果、影響が大きい、あるいは広範に及ぶものであること

例えば、複数（多く）の府省が関係している政府横断的な取り組みに関する事項

## 3 意見の取りまとめについての考え方

### （1）意見の取りまとめに向けて審議することの意義

平成 19 年に法が全面改正され、新法の下では、総務大臣が統計委員会の意見を聴いて作成し閣議決定した基本計画に基づき、政府の統計行政は計画的に進められることとなっている。

本審議は、法第 55 条に基づき、統計委員会が、基本計画を含む同法の施行状況について関係行政機関の長等に意見を述べることができることから、その意見の取りまとめに際し実施するものであるが、審議の過程で判明した事実関係や委員から提示された課題、統計整備の方向性等は、本報告書の公表等を通じて関係府省等との間で情報共有され、今後の統計委員会における審議等に活用されるものである。

### （2）意見の対象とする事項

審議の過程で提示された統計整備等の方向性の中には、特に重要な課題であって、統

計部局にとどまらず、各府省における重要課題として対応していくことが望ましいと考えられるものがある。そのような事項については、統計部局の属する行政機関の長に意見を述べることにより、課題の解決に向けた動きを一層効果的に促進することが望ましいと考えられる。このような観点から、意見を提示することとする事項を選定することとした。選定にあたっては、以下に掲げる視点を総合的に勘案することとした。

< 意見を取りまとめる際の視点 >

国民の合理的意思決定や政府の政策判断において重要な役割を果たす統計に関するもの

他の重要な統計の母集団として使用されるなど、政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きい統計に関するもの

新法の下で新たに基幹統計等と位置付けられ、精度の確保等について特段の配慮が必要となる統計等に関するもの

行政機関におけるリソースの在り方など、課題の解決に行政機関の長の判断が必要となるもの

現時点で指摘しておかないと、今後の円滑な業務の遂行に支障が生ずるおそれのあるもの

# 各ワーキンググループの検討結果等

## 1 第1ワーキンググループ関係

### (1) 検討内容

- 1) 経済統計・国民経済計算・ビジネスレジスター関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。

「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方」で示された今後の対応  
国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）  
ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

- 2) 各課題については、関係府省に対するヒアリングや有識者からの意見聴取等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況を踏まえた改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

### (2) ワーキンググループの意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記(1)-1)-及びの2点について、以下のとおり、意見を取りまとめることとした。なお、上記(1)-1)-については、関係機関において基本計画に示した方向性に、おおむね沿った形で検討が進められていると判断し、引き続き状況を見守ることとする。

- 1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）

#### ア 施策の施行状況

- ( ) 年次推計に関する諸課題

コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）の推計対象を非市場産出である自社開発ソフトウェアに拡張、コモ法の間接消費と付加価値法の間接投入の連動による精度向上等

- ( ) 四半期推計に関する諸課題

リビジョンスタディによる改定要因分析の実施、需要側基礎統計と供給側基礎統計の誤差処理の検討・導入、需要側推計値と供給側推計値の最適な統合比率の検討等

- ( ) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

経済センサス導入に伴う推計方法の見直し等の取組強化や業務の効率化等に向けたプログラム開発等に対応するため、研究者や中核的職員を集中的に

## 投入

### イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- ( ) 国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹をなしているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置付けがなされているため、国際基準に準拠しつつ、精度を向上するための不断の取組が求められる。
- ( ) 国民経済計算の精度の向上については、大別すると推計の基となる一次統計に関する課題と推計方法に関する課題があり、それぞれについて適時・適切に対応することが重要である。
- ( ) 一次統計に関する課題は、関係府省の協力を得て検討を進めているところである。また、推計方法・システムは、国民経済計算に関するあらゆるデータを算出するための基盤となるものであるが、現行のシステムは、長期にわたり部分改修を行いながら運用しており、システム全体の整合性等をチェックすること等を効率的に行うことができず多大の時間を要する状況となっているため、それを改善していくことが基本計画に掲げられた事項を適切に解決する上で、不可欠の課題となっている。

### ウ 取り組むべき統計整備の方向性

上記のような状況からみて、基本計画に掲げられた事項を解決するためには、現行の推計方法・システムの部分的な改変ではなく、コモ法の拡充、三面推計による精度向上、93SNA の改定（2008SNA）への対応等を視野に入れた新しい推計方法の確立・システムの構築を図り、基本計画の実現に向けた取組を推進することが重要である。とりわけ、平成 28 年度に予定されている経済センサス - 活動調査の実施までに推計方法を確立することとされている年次推計については、早急に対応することが不可欠である。このため、内閣府は、以下の取組を実施すべきである。

- ( ) 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計の課題への対応促進のため、当該府省等との連携を強化する。
- ( ) 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

## 2) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

### ア 施策の施行状況

ビジネスレジスターの構築に向けた取組を実施

- ( ) 統計データ・行政記録の収録

関係省庁をメンバーとする「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を開催し、各種統計調査結果の収録方法や登記情報、労働保険データ、EDINET 情報等の収録方法等について検討中

( ) データベースシステムの拡充等

民間有識者を構成員とする「事業所母集団データベース研究会」を開催し、諸外国のビジネスレジスターについて情報収集・分析するとともに、データ登録等が容易になるような業務フローの見直し等を実施中

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

( ) ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報を提供するとともに、標本抽出の際に重複是正をすることにより、調査客体の負担軽減にも資するものである。また、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することによる新たな統計（ビジネスレジスター統計）を作成する機能も有するものである。

( ) 近年、厳しい財政状況が続いており、また、調査環境も引き続き厳しくなる中で、ビジネスレジスターは、限られた予算の中で高品質の統計を作成するための必須のシステムであり、着実に整備していくことが重要である。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた統計データ及び行政記録のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な統計データの収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得て、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データの時系列的整備、各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する。

## 2 第2ワーキンググループ関係

### (1) 検討内容

1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。

就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係（以下「ワークライフバランスの状況」という。）を詳細に分析するための関連統計の整備

人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳の利活用の推進

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備

2) 各課題については、関係府省にヒアリング等を実施することにより、新たに整備すべき統計や既存統計に求められる改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

## (2) ワーキンググループの意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記(1)-1)-及びの2点について、以下のとおり、意見を取りまとめることとした。なお、上記(1)-1)-については、関係機関において基本計画に示した方向性に、おおむね沿った形で検討が進められていると判断し、引き続き状況を見守ることとする。

### 1) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

#### ア 施策の施行状況

- ( ) 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、就業と結婚等に関連する項目に関してより詳しく分析するために必要な集計事項について検討を行った。
- ( ) 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」を立ち上げ、関連統計における就業と結婚等に関連する必要な調査事項の追加等について検討を行った。

#### イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- ( ) 我が国の雇用者数に占める非正規労働者の割合は増加する傾向にある。非正規労働者は、正規労働者に比べてキャリア形成や家族形成に困難を抱えるケースが多いため、非正規労働者割合の増加は、結果として少子化に拍車をかけるとみられている。
- ( ) 企業による中核的人材の絞り込みにより、正規労働者においては、長時間労働が顕著となっており、仕事と家庭の両立が困難化している。これらも未婚化・非婚化につながり、少子化の大きな原因となっている可能性が指摘されている。
- ( ) 現状では、このようなワークライフバランスの状況を的確に把握し、必要な政策を実行するための関連統計が十分に整備されているとは言い難い。なお、関連調査統計として、厚生労働省の縦断調査、出生動向基本調査が存在するが、小標本ゆえに地域別の実態を明らかにするには限界がある。

#### ウ 取り組むべき統計整備の方向性

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会(研究会)を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

- ( ) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的

に分析すること

- ( ) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること
- ( ) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと
- ( ) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

## 2) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

### ア 施策の施行状況

- ( ) 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、以下の取組を実施した。  
「雇用契約期間の把握に関するアンケート」を実施し、雇用者の雇用契約等の実態、雇用契約期間に関する理解度等の把握に努めた。  
ILOの労働時間の測定に関する決議を踏まえ、年間総実労働時間の推計方法について検討を行った。
- ( ) 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」において、以下の取組を実施した。  
既存統計調査で把握している非正規雇用関連調査項目の整理を行った。  
非正規雇用の雇用形態、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握可能かどうかについての検討を開始した。

### イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- ( ) 我が国の雇用環境は、厳しい状況になっており、雇用格差問題（雇用条件の待遇均等・均衡問題、ワーキング・プア問題等）が社会問題化している。このため、効果的な雇用政策を実施するためには、雇用形態別の雇用者数の推移やそれぞれの間の賃金・所得・労働時間の格差及びそれらの変化等を的確に把握することが不可欠となっている。
- ( ) しかしながら、総務省及び厚生労働省で実施している労働関連統計調査に関しては、世帯サイドから把握するデータと事業所サイドから把握するデータの間で相違が散見される。雇用形態間の格差実態を把握するためには、これらのデータの概念や把握方法の相違を明確に示すことが必要となっている。
- ( ) 非正規雇用については、雇用構造調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、雇用動向調査等の統計調査が実施されているものの、非正規雇用全体の状況を的確に把握することは困難である。また、各統計の相互の連携を意識した体系的な整備がなされているとは言い難い。

## ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- ( ) 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと
- ( ) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと
- ( ) 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

## 3 第3ワーキンググループ関係

### (1) 検討内容

- 1) 統計データの二次的利用等の府省横断的事項のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の2点とした。

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供について

統計職員等の人材の育成・確保について

- 2) 各課題については、関係府省に対するヒアリング等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況を踏まえた改善点などの論点を抽出し、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

### (2) ワーキンググループの意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記(1)-1)の2点について、以下のとおり、意見を取りまとめることとした。なお、「統計職員等の人材の育成・確保について」の意見は、平成21年度の施行状況を踏まえ、平成22年度から計画されている措置方策への提案として取りまとめたものである。

- 1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供について

## ア 施策の施行状況

- ( )平成 21 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は、法人企業景気予測調査(内閣府と財務省の共管)、国勢調査(総務省)、学校基本調査(文部科学省)、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)、農林業センサス、漁業センサス(以上農林水産省)の 6 調査であり、提供件数は 4 件であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査(以上いずれも総務省)の 4 調査であり、提供件数は 20 件であった。
- ( )さらに、平成 21 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、54 件であった。

## イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- ( )二次的利用は、新法の施行に伴い平成 21 年度から開始されたものの、利用件数の実績については 24 件にとどまっている。この理由としては以下が挙げられる。
  - ・二次的利用可能な統計調査の数がまだ少ない。また、提供されているデータの対象期間も限られており、平成 21 年度末にサービスが開始された統計調査もある。一方、総務省が行っている統計ニーズに関するアンケートの結果によると、二次的利用が可能な統計調査以外の統計調査に対しても、今後早期のサービス開始を求めるニーズが存在している。
  - ・さらに、同アンケートの結果によると、二次的利用のサービスの開始や制度内容を知る者が約四分の一にとどまっており、潜在的な利用者に制度が十分認知されていない。
  - ・また、統計ニーズに関するアンケート結果によると、利用目的の拡大に対するニーズが寄せられている一方、実際に利用できる目的が現在は学術研究目的又は高等教育目的等に限定されている。
- ( )法第 33 条に基づく調査票情報の利用については、厳格な運用が必要であるが、手続が煩雑で時間がかかるため、手続の円滑化を求める声がある。

## ウ 取り組むべき統計整備の方向性

- ( )基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。
  - ・各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。  
また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要がある。
  - ・総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
  - ・各府省は、二次的利用に対する制度、手続、二次的利用可能な統計調査の

周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。

・各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。

- ( ) 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

## 2) 統計職員等の人材の育成・確保について

### ア 施策の施行状況

- ( ) 中核的職員の計画的な育成・確保については、各府省でそれぞれ状況が異なるが、おおむね以下のような取組が行われている。

- ・統計調査や統計分析業務に必要な研修
- ・統計の利用部局と作成部局間の人事異動を通じた人材の育成
- ・他府省の統計関係課との人事交流

また、一部の府省では、大学等の研究機関との人事交流も実施されている。

- ( ) 国際統計分野で活躍できる職員の養成についても、各府省で取組は異なるが、職員の英語研修とともに、国際機関や開発途上国等への専門家派遣、国連や OECD 等の国際統計関係会議への出席が実施されている。

### イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- ( ) 統計職員の育成に関しては、2、3年周期で全省的に人事異動させることが通例となっている中で、各府省は OJT や集合研修の実施、政策部局や他府省統計部局との人事交流などの取組に努めているところである。しかしながら、統計の品質を維持し、統計の国際的な舞台で議論をリードできるような、統計や政策分析などの専門性を備えた人材の育成・確保に当たっては、各府省の個々の取組には限界があり、政府横断的な取組が重要となっている。

- ( ) 統計職員の専門性の向上のためには、学会や大学等の知見を活用することが重要であるが、現在は統計職員と学界との交流は限定的であり、また、学界においても公的統計分野の若手研究者は必ずしも多いとは言えない状況にある。今後、学会等との連携を強化し、統計職員の育成とともに、学界における公的統計への理解と協力を得ることも重要である。

- ( ) また、現在、各府省は、必要に応じてセミナーや研究会ごとに研究者の参加を求めているが、これらの情報も、必ずしも共有されているわけではない。長期的な意味での人材育成、統計の質の向上の観点からは、各府省が開催しているセミナー・研究会などの開催情報をオープンにし、広く研究者や各府省職員の参加を可能とするとともに、その結果についても共有できるような仕組みを構築することが必要である。

#### ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省及び各府省は、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を平成 22 年度から実施することとされている。また、各府省は、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する取組を平成 22 年度から実施することとされている。この取組、特に中核的職員の育成に当たっては、上記イの現状を踏まえ、以下のような方策も含めて検討を進める必要がある。

- ( ) 統計の国際的な標準化などへの対応能力向上にも資するよう、政府横断的な研修機能の活用など、政府全体として統計職員の専門性向上に取り組むこと
- ( ) 政策の評価・分析など統計をより効果的に活用するための分析能力の向上を図ること
- ( ) 高度な統計分析の能力獲得を恒常的に行うための仕組みや、研修内容の充実を図ること（例えば、留学制度の活用、比較的若い研究者を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいすることなどを通じた職員との共同研究の実施、研修内容への大学及び大学院の講義の活用など）
- ( ) 他府省や研究者からの参加や研究成果の公表が差し支えないと考えられるシンポジウム、セミナー、研究会などの研究集会に関する開催情報・研究成果等については、ホームページを活用するなどして広く情報共有を図るとともに、研究集会に他府省の職員や一般の研究者が参加する機会を可能な限り提供し、相互の交流の促進を図ること

#### 4 複数のワーキンググループで検討された共通的事項に係る基本計画部会としての整理

行政記録情報等の活用については、各ワーキンググループにおいてそれぞれの分野に関する具体的な事項が審議されたが、統計部局と行政記録情報等の保有機関との間の調整が必要となる点等において共通する課題であることから、8月20日に開催された第25回基本計画部会において、その取扱いについて検討した。検討した結果、以下の点について確認された。また、これらの点を踏まえつつ、行政記録情報等の活用の推進について、更に調査研究を進めることとした。

- ・ 統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、行政記録情報等の活用は、引き続き重要な課題であると考えられる。
- ・ 行政記録情報等を統計に活用することについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）で禁じられているわけではない。しかし

ながら、その推進のためには、行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築が重要なポイントとなる。

- ・行政記録情報等の保有機関の理解を得るためには、具体的な活用方法及びそれによってもたらされるメリット等について明らかにすることが重要である。
- ・行政記録情報等の活用に関しては、基本計画の別表の中で、電子化等の推進状況を踏まえて検討することとするなど条件を付している場合があり、今後その進捗状況を注視するとともに、活用の可能性に関して引き続き検討する。

## 基本計画部会の検討結果(平成22年9月30日 統計委員会採択)

### 1 各ワーキンググループから提示された意見についての検討

#### (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

- ・国民経済計算は、加工統計であり、新法において初めて基幹統計と位置付けられたものであり、景気判断や国の経済活動の全体像を把握する上で利用されている。基幹統計として、精度の高いものとする必要があるものの、推計システムを長期に渡り部分改修してきたために、システム全体の整合性を効率的にチェックすることが困難な状況になっている。このような状況下で、年次推計の諸課題(支出、生産及び所得の三面からの精度検証等)や、四半期推計の諸課題(リビジョンスタディを踏まえた推計方法改善)などの課題に対応するため、現行の推計方法・システムを抜本的に改善する必要に迫られている。
- ・国民経済計算の作成部局は、一次統計の作成部局と連携して推計精度の向上等を進めてきているが、これまでの経験から、基本計画の諸課題への対応に係る作業の工程表を作成し、一次統計の作成部局と共有することにより、より効率的な作業の推進が期待できるものと考えられる。
- ・また、工程表に沿って進める作業の質・量を勘案すると、責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することについては、内閣府の重要課題として取扱うべきものと考えられる。

#### (2) ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用

- ・ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)は、新法において初めて法律上の位置付けを与えられたものであり、今後の統計調査における母集団情報の提供、重複是正、レジスター統計の作成において、重要な役割を果たすものである。
- ・ビジネスレジスターは、総務省が中心となって、平成21年に初めて実施された経済センサス-基礎調査-の結果を軸に、他の基幹統計調査の結果や行政記録情報等を収録することにより、より精緻なものにするべく作業を進めている。
- ・統計データ及び行政記録情報等の収録等については、関係府省の協力を得て、実施しているが、国内の全産業の事業所・企業に関する従業員数、経理事項等を漏れなく収録するという作業の質・量に着目して、必要な統計リソースの確保及び関係府省とのより一層緊密な連携を推進する必要があるものと考えられる。

#### (3) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・現状では、我が国におけるワークライフバランスの状況を的確に把握するための

関連統計が十分に整備されているとは言い難いとの指摘がある。

- ・このため、統計整備の方向性については、関係府省共同の検討会（研究会）を設置するなど、関係府省横断的な検討が不可欠である旨が提示されたところである。
- ・一方、関係府省は、基本計画の内容を踏まえ、「雇用失業統計研究会（総務省）」や「厚生労働統計の整備に関する検討会（厚生労働省）」において、ワークライフバランスの状況をより詳しく分析するための統計整備について検討を進めている。
- ・しかしながら、本件に関しては、現状においては、関係府省横断的な検討が十分に進んでいるとは言い難い。この点も含め、本件については、関係府省における関連統計整備に関する検討体制や検討内容の改善を期待し、今後とも注視していくこととしたい。

#### （４）非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・非正規雇用の実態については、既存の雇用・労働統計において把握されているものの、各統計間の連携を意識した体系的な整備がなされておらず、非正規雇用全体の状況を的確には把握することは、困難であるとの指摘がある。
- ・このため、統計整備の方向性については、関係府省が共同で、既存の雇用・労働の鳥瞰図を提示するとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的な課題を整理することが必要である旨が提示されたところである。
- ・一方、関係府省は、基本計画の内容を踏まえ、「雇用失業統計研究会（総務省）」や「厚生労働統計の整備に関する検討会（厚生労働省）」において、非正規雇用の実情をより詳しく分析するための統計整備について検討を進めている。
- ・しかしながら、本件に関しては、現状においては、関係府省横断的な検討が十分に進んでいるとは言い難い。この点も含め、本件については、関係府省における関連統計整備に関する検討体制や検討内容の改善を期待し、今後とも注視していくこととしたい。

#### （５）オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）等について

- ・オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供（二次的利用）については、新法において調査票情報の新たな利用形態として創設された制度であり、統計データの高度かつ多様な研究分析等が促され、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが期待されている。このためには、利用者のニーズを踏まえて、対象となる統計調査を順次拡大する等の改善を続け、着実に利用実績を上げていくことが重要である。
- ・平成 21 年度については、二次的利用が十分に進んでいるとは言い難く、法第 33 条に基づく調査票情報の利用を含めて様々な課題も明らかになってきたものの、

まだ実施初年度であったことに鑑み、今後の各府省の積極的な取り組みに期待して引き続き動向を注視したい。

#### (6) 統計職員等の人材の育成・確保について

- ・統計は専門性の高い分野であることから、精度の高い統計を作成し、また、統計の国際的な標準化などの取り組みに積極的に貢献するためには、人材の育成・確保を計画的に実施することが不可欠である。
- ・高度な専門性を有する統計職員の育成は極めて重要な課題ではあるが、今回提示した方向性は、平成 22 年度から計画されている措置方策への提案として取りまとめたものであることから、今後の検討の進展を注視することとしたい。

## 2 基本計画部会の意見

以上の検討を踏まえ、法第 55 条第 3 項の規定に基づき、「国民経済計算の整備と一次統計との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）」について内閣総理大臣に、「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用」について総務大臣に、意見を提示することが適切であると考えます。

意見の内容は以下のとおりである。

国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）

### ア 施策の施行状況

#### ( ) 年次推計に関する諸課題

コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）の推計対象を非市場産出である自社開発ソフトウェアに拡張、コモ法の間接消費と付加価値法の間接投入の連動による精度向上等に取り組んでいる。

#### ( ) 四半期推計に関する諸課題

リビジョンスタディによる改定要因分析の実施、需要側基礎統計と供給側基礎統計の誤差処理の検討・導入、需要側推計値と供給側推計値の最適な統合比率の検討等に取り組んでいる。

#### ( ) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

経済センサス導入に伴う推計方法の見直し等の取組強化や業務の効率化等に向けたプログラム開発等に対応するため、研究者や中核的職員の集中的な投入に努めている。

#### イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- ( ) 国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹をなしているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置付けがなされているため、国際基準に準拠しつつ、精度を向上するための不断の取組が求められる。
- ( ) 国民経済計算の精度の向上については、大別すると推計の基となる一次統計に関する課題と推計方法に関する課題があり、それぞれについて適時・適切に対応することが重要である。
- ( ) 一次統計に関する課題は、関係府省の協力を得て検討を進めているところである。また、推計方法・システムは、国民経済計算に関するあらゆるデータを算出するための基盤となるものであるが、現行のシステムは、長期にわたり部分改修を行いながら運用しており、システム全体の整合性等をチェックすること等を効率的に行うことができず多大の時間を要する状況となっているため、それを改善していくことが基本計画に掲げられた事項を適切に解決する上で、不可欠の課題となっている。

#### ウ 取り組むべき統計整備の方向性

上記のような状況からみて、基本計画に掲げられた事項を解決するためには、現行の推計方法・システムの部分的な改変ではなく、コモ法の拡充、三面推計による精度向上、93SNAの改定(2008SNA)への対応等を視野に入れた新しい推計方法の確立・システムの構築を図り、基本計画の実現に向けた取組を推進することが重要である。とりわけ、平成28年度に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに推計方法を確立することとされている年次推計については、早急に対応することが不可欠である。このため、内閣府は、以下の取組を実施すべきである。

- ( ) 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成22年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計等に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計等の課題への対応促進のため、当該統計を所管する府省等との連携を強化する。
- ( ) 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

## ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

### ア 施策の施行状況

ビジネスレジスターの構築に向けた取組を実施

( ) 調査票情報及び行政記録情報等の収録

関係府省をメンバーとする「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を開催し、各種調査票情報の収録方法や登記情報、労働保険データ、EDINET 情報等の収録方法等について検討中である。

( ) データベースシステムの拡充等

民間有識者を構成員とする「事業所母集団データベース研究会」を開催し、諸外国のビジネスレジスターについて情報収集・分析するとともに、データ登録等が容易になるような業務フローの見直し等を実施中である。

### イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

( ) ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報を提供するとともに、標本抽出の際に重複是正をすることにより、調査客体の負担軽減にも資するものである。また、各種調査票情報及び行政記録情報等を登録することによる新たな統計(ビジネスレジスター統計)を作成する機能も有するものである。

( ) 近年、厳しい財政状況が続いており、また、調査環境も引き続き厳しくなる中で、ビジネスレジスターは、限られた予算の中で高品質の統計を作成するための必須のシステムであり、着実に整備していくことが重要である。

### ウ 取り組むべき統計整備等の方向性

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。